

## グアテマラ経済(2008年3月)

平成20年4月  
在グアテマラ日本国大使館

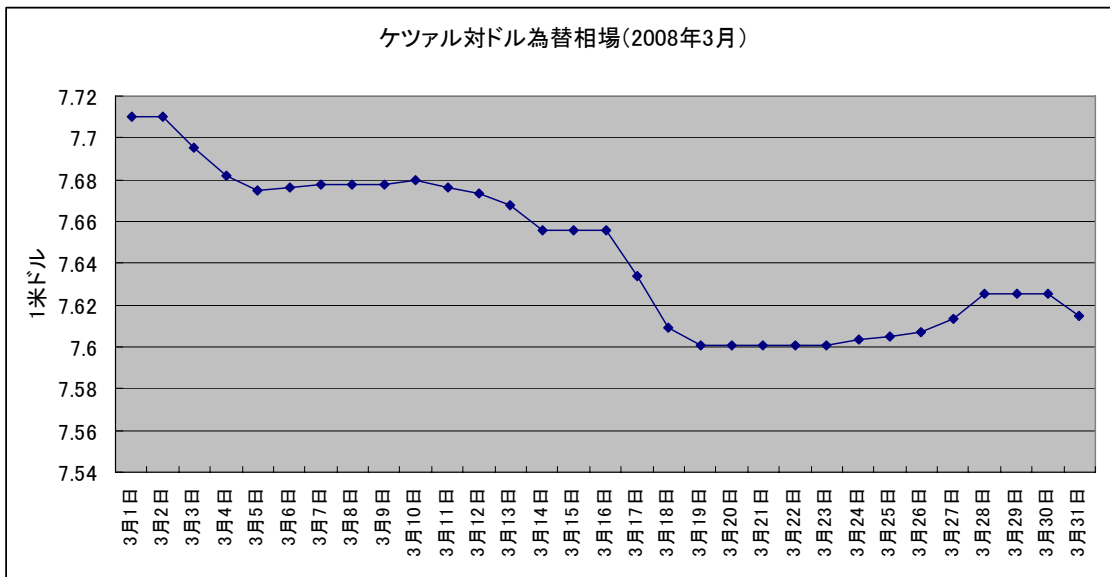
### 『3月の主な動き』

- 3月、消費者物価指数は前月比で1.18%上昇し、年率では9.10%、2008年累積(1月～3月)では2.88%の上昇を記録した。国内のインフレ傾向に対応する目的で、27日、国家金融審議会(JM)は、政策金利を6.50%から6.75%に引き上げた
- 17日、ガルシア経済大臣は、健康上の問題を理由にコロン大統領に辞任を申し出、同日コロン大統領もこれを受け入れた(コロン政権後発足後初の閣僚交替)。
- 新政権の発足以降、サマータイムの実施が検討されてきたが、通勤・通学時間帯が1時間早まることは、治安上の問題を招きかねない等の理由により、同計画は中止となった。
- 7日、先の中米経済大臣会合(2月28日)において、グアテマラに対し、2008年度10,000トンの小麦粉の無関税輸入枠が認められたことが、公表された。
- 2月に開催された中米・EU連帯協定第2回交渉により、関税撤廃スケジュールにかかる基本的な枠組に関する合意が形成されたことを受け、17日、中米・EUの両地域は、各品目を関税撤廃スケジュールに落とした提案リストを交換した。

## 1. 主な経済指標

### (1) 為替レート(中銀)

3月のケツアル対ドル相場は1ドル＝Q7.60－7.71のレンジで推移。1ドル＝Q7.71の月間最安値に始まったが、世界的なドル安傾向の影響を受け、月半ばより急激にケツアル高ドル安が進んだ。



## (2) 消費者物価指数(国立統計院 INE)

3月、消費者物価指数は前月比で1.18%上昇、年率では9.10%、2008年累積(1月～3月)では2.88%の上昇となった(中銀の2008年インフレ目標は $5.5 \pm 1.5\%$ )。特に、食料品・飲料(アルコールを除く)・外食部門と運輸・通信部門におけるインフレが引き続き顕著となり、それぞれ、年率で12.33%、10.58%の上昇を記録した。

基礎的食料品バスケット Canasta Basica de Alimentos(1世帯5.38人分のカロリーとタンパク質の摂取を満たす最低限の食料26品目)の価格は、前月比Q22.66(約2.96米ドル)上昇し、Q1,752.72/月(約229.25米ドル)と、先月記録した過去最高値を更新した(3ヶ月連続で過去最高値を更新)。基礎的食料品のうち、前年比で特に著しい価格高騰を記録しているのは、パン(食事用パン前年同月比40.5%上昇、菓子パン同39.5%上昇)、粉ミルク(同41.9%上昇)、食用油(同44.0%上昇)である。また、世帯消費に対する比重が高く、基礎的食料品バスケットのおよそ3割を占めるトルティージャについても、前年同月比14.2%価格が高騰している。

基礎的生活バスケット(基礎的食料品バスケットに、生活に不可欠な財と最低限のサービスを加えたもの)の価格も、Q41.35(約5.41米ドル)上昇し、Q3,198.39/月(約418.33米ドル)と、先月記録した過去最高値を更新した(3ヶ月連続で過去最高値を更新)。

## (3) 政策金利

27日、国家金融審議会(JM)は、国内のインフレ傾向に対応する目的で、政策金利を6.50%から6.75%に引き上げた。2008年度初の政策金利の引き上げ(前回は2007年12月27日)。

#### (4) 貿易統計(中銀)

2月の輸出は 652. 4 百万米ドル(前年同月比 15. 9%増)、輸入は 1, 173. 9 百万米ドル(前年同月比 23. 3%増)。

2008 年 1 月から 2 月までの輸出総額は 1, 246. 9 百万米ドル(前年同期比 12. 7%増)、輸入総額は 2, 321. 2 百万米ドル(前年同期比 13. 5%増)で、貿易収支は 1, 074. 3 百万米ドルの赤字(前年比 14. 45%増)となった。

#### (5) 海外送金(中銀)

3月の海外送金は、前年同月(327. 6 百万米ドル)に比べ 12. 8 百万米ドル(3. 9%)多い、340. 5 百万米ドルに上った。また、2008 年 1 月から 3 月までの送金総額は 973. 4 百万米ドルで、前年同期(886. 7 百万米ドル)を、86. 7 百万米ドル(9. 8%)上回った。

また、3 月、米国から空路で強制送還されたグアテマラ人不法移民は 2, 028 人に上り、2008 年 1 月から 3 月までの強制送還者合計は、前年同期比 20. 3%増の 5, 373 人となった。

## 2. 国内経済トピックス

### (1) ガルシア経済大臣の辞任(3月 17 日)

17 日、ガルシア経済大臣は、健康上の問題を理由にコロン大統領に辞任を申し出、同日コロン大統領もこれを受け入れた(コロン政権後発足後初の閣僚交替)。コロン大統領が、ガルシア経済大臣の後任について、現職の経済次官(3 名)を含め幅広く人選を進めると述べた一方、ガルシア経済大臣は、絶対安静の状態にあるとされ、コメントは出されなかった。当面は、ベラスケス投資・競争力担当次官が大臣職を代行する。

ガルシア経済大臣は、かつて、対外経済・経済統合担当次官等を務めた経験があるが(1992-95 年)、本年 1 月に経済大臣に就任するまでの 12 年間は、中米経済統合一般条約常設事務局(SIECA)に籍を置き(統合・通商局長)、当時 SIECA 事務局長であったロダス現外務大臣のコンサルタント的役割を果たしていたとされる。

ガルシア経済大臣は、64 日間の在任期間中に、グアテマラ・パナマ自由貿易協定にかかる交渉を終了させ、署名に至らしめた他、EUとの連帯協定第 2 回目交渉にも臨んだ。

## (2) サマータイムの中止(3月11日)

1月の新政権発足以降、メアニー・エネルギー鉱山大臣を中心として、サマータイム(2008年4-9月)の実施が検討されてきたが、11日、コロン大統領は、通勤・通学時間帯が1時間早まることは、治安上の問題を招きかねない等の理由により、同計画の中止を発表した。

近年において、2006年、ベルシェ政権下でサマータイムが導入されたものの、2007年の同政権では実施が見送られた経緯がある。

## (3) 財政改革

2007年4月より、和平協定国民審議会(CNAP)の下、財政改革実施案策定に向けた協議を続けてきた「財政合意にかかる対話促進グループ」(閣僚、中銀総裁、国税庁長官、民間の有識者、学会の代表者ら8名により構成される)が、17日、CNAPに財政改革実施案を提出した。財政改革実施案の内容は公にされなかったものの、消費税や所得税にかかる改革について、一部が非公式なルートを経て報道されたことから、世論の関心を呼んだ。

今後、同実施案は、CNAPによる精査の後、政府から財政改革法案として国会に提出され、成立に向けて、国会大蔵委員会、続いて国会本会議による審議にかけられることとなる見込み。なお、2009年度から財政改革を実施するためには、2009年度予算政府原案の国会提出期限(8月31日)までに、同法案が可決される必要がある。

### <グアテマラの国家財政の現状と問題点>

2007年度、グアテマラの歳入は33,610.5百万ケツアル(約4,365百万米ドル)、歳出は37,382.1百万ケツアル(約4,855百万米ドル)であり、財政収支は3,771.6百万ケツアル(約490百万ドル)の赤字であった。

2007年度の財政赤字対GDP比は1.5%となったが、グアテマラの財政赤字の対GDP比は、この10年間2%前後を推移してきており(2004年以降は4年連続で1%台)、良好なマクロ指標との国際的評価が得られている一方で、国民の抱える必要をなおざりに、十分な公共投資が行われてこなかった側面も指摘されている。

### <歳入の問題>

2007年のグアテマラは、和平協定締結(1996年)以降最高の経済成長率を記録した一方で、徴税額の対GDP比は、いまだ和平協定の目標値(13.2%)に届かず(2007年:12.3%)、ラテンアメリカ諸国の中でも最低レベルにある。

また、近年消費税(IVA)による税収が増大し、税収の総額に占める割合も拡大しているが(2007年:48.7%)、消費税等の間接税は、所得や資産の多寡に関わらず国民に等しく税負担を強いるものであることから、低所得者にかかる税負担が相対的に大きくなっているといえる。直

接税の税收総額に占める割合は、和平協定締結以降拡大していないことから(25%台をキープ)、個々人の担税力に応じた徴税を目指し、適切な税制改革が行われてきたとはいえない。

#### ＜歳出の問題点＞

歳出規模の対 GDP 比は、和平協定締結以降、実質ベースでほとんど拡大しておらず、公共支出の対 GDP 比も、和平協定締結以降 1998 年までに 12%前後から 15%台にまで拡大したものの、その後 10 年間は 15%台を推移している。

特に、教育や保健分野における社会的投資の対 GDP 比については、ラテンアメリカ諸国の中でも最低レベルにあり、教育分野に対する歳出は、和平協定締結時に対 GDP 比 1.75%程度であったところが、近年は 3%弱に達するまで上昇したものの、保健分野に対する投資は、対 GDP 比 1%未満であったところが 1.25%程度に拡大したに過ぎず、依然として非常に低い。

#### (4) テレビ・アステカ(メキシコ)によるラティトゥ・テレビジョンの買収(3月25日)

25日、グアテマラを訪れたメキシコの企業家リカルド・サリーナス氏は、グアテマラのローカル・テレビ放送局ラティトゥ・テレビジョンの株を70%取得したことを明らかにした。これにより、2008年5月以降、ラティトゥ・テレビジョンは、サリーナス・グループのテレビ・アステカ傘下に置かれ、31チャンネル(既存)と35チャンネル(新規)で放送を行うこととなった。なお、買収額は公表されなかった。

サリーナス氏は、ラティトゥ・テレビジョンの買収を公表するに当たり、グアテマラのメディア界は寡占状態にあり(4つのローカル・チャンネル(3, 7, 11, 13)が、メキシコ人アンヘル・ゴンザレス氏の所有であることを指す)、サリーナス・グループの参入は、放送局間の競争を促し、視聴者に対するサービスの向上に繋がるであろうと述べた。

サリーナス・グループは、メディア・通信、金融・保険から、家電、自動車の小売り販売等に至るまで幅広く手がける有力資本グループであるが、グアテマラ参入は、1997年の家電量販店エレクトラ進出に遡り(現在までに約40店舗)、2007年5月からはアステカ銀行の操業が開始されている(現在までに約80支店)。

#### (5) 農業投入財の価格高騰

化学肥料の要素であるリン、カリを含む原材料の価格が、国際的に高騰している影響で、グアテマラにおいても化学肥料の価格が著しく上昇し、今後、国内の農業生産と食料品価格に与える影響が懸念されている。

肥料の国際的な価格高騰は、中国、インド、ブラジル等、新興国における需要が急速に高まったこと、および、原油価格高騰の影響で、原料(リン鉱石、カリ鉱石等)の採掘や加工にかかるコ

ストが上昇していることによるとされるが、米国でバイオ燃料用の作物栽培が拡大していることも一因と考えられている。除草剤についてもまた、国際的な価格高騰に伴い、グアテマラ国内における供給不足が報じられる状況にあることから、農業関連投入財にかかる輸入関税の免税や、ジェネリック商品の調達許可等の可能性を検討すべく、政府の早急な対応が求められている。

### **3. 対外経済トピックス**

#### **(1) 小麦粉の無関税輸入枠の獲得 (2月28日(3月7日公表))**

先の中米経済大臣会合(2月28日)において、2008年度(2月28日から12月31日まで)、グアテマラに対して10,000トンの小麦粉の無関税輸入枠が認められたことを、7日、グアテマラの官報(ディアリオ・デ・セントロアメリカ紙)が公表した。

テレビ会議形式で開催された同会合には、グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグアから担当大臣が、コスタリカからは担当副大臣が出席し、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグアについても、それぞれの申請に基づき、同期間・同量の小麦粉の無関税輸入枠が認められた。なお、コスタリカは参加しなかった。また、無関税輸入枠の承認は、即時発効したが、各国担当による署名が後日個別に行われたため(3月4-6日)、グアテマラにおいては7日付の官報で公表されるに至った。

グアテマラは、毎月およそ35千トンの小麦粉を輸入しており、現行の関税は5%である。昨年来、国内市場における小麦粉の価格上昇は著しく、パン等加工品についても価格高騰が波及し、市民生活に影響を与えるに至っているが、コスト高に苦しむ国内の製パン業者組合等は、材料に対する消費税の免除や小麦粉の関税撤廃等、政府の緊急対策をもとめ、ストライキ決行の可能性も示唆していた。

#### **(2) グアテマラ人労働者に対するメキシコ入管法の改正(3月12日)**

13日、陸路でメキシコに入国するグアテマラ人に対するメキシコ入管法の改正が、12日付のメキシコの官報への掲載を経て発効した。今回の改正は、グアテマラ人によるメキシコ短期訪問や就労に対する規制について、緩和を含む見直しをはかるものであり、出入管コントロールの強化・改善が目的とされている。メキシコには、現在も、内戦期に避難してきたグアテマラ人が多く残るほか、毎年多数のグアテマラ人が違法にメキシコに渡り、主に農業労働者として就労し、不安定な立場に置かれている現状がある。

### ①メキシコ・グアテマラ国境周辺住民のメキシコへの短期渡航を目的とした入国査証

(Formas Migratorias para Visitantes Locales)

メキシコ・グアテマラ国境周辺に住むグアテマラ人に対して、その申請に基づき、グアテマラ・メキシコ国境から100KM以内にあるチアパス州、タバスコ州、カンペチェ州内の都市に限り、3日間以内の短期滞在が許可される(グアテマラ国内の自治体が発効する身分証明書により申請可能(パスポート不要))。この許可は、5年間複数回の入国に際して有効であるが、メキシコにおける就労や不動産の取得は禁じられており、実情では、親族訪問や観光、物品購入等を目的に取得されている。

### ②メキシコ国境付近における短期就労を目的とした入国査証

(Formas Migratorias para Trabajadores Fronterizos)

16歳以上で犯罪歴のないグアテマラ人、ならびにベリーズ人に対し、メキシコにおける雇用・収入が確実である場合に限り、1年間、就労目的での滞在が許可される(グアテマラ国内の自治体が発効する身分証明書により申請可能(パスポート不要)、メキシコの就労先から雇用・収入の証明が必要)。就労先はチアパス州、キンタナ・ロー州、タバスコ州、カンペチェ州に限られるが、就労する産業の制限が緩和されたことにより(以前は農業関連に限定)、観光地におけるサービス業従事等についても門戸が開放された。また、許可は1年間有効で、更新可能であるが、一度帰国する必要があるほか、就労先が変更した場合には、その都度、メキシコ移民局に報告しなければならない。

### **(3) 中米・EU、関税撤廃スケジュールの提案リストを交換(3月17日)**

2月、コスタリカにて開催された中米・EU連帯協定第2回交渉により、関税撤廃スケジュールにかかる基本的な枠組に関する合意が形成されたことを受け、17日、中米・EUの両地域は、各品目を関税撤廃スケジュールに落とした提案リストを交換した。

双方の提案リストの内容は公にされていないが、中米にとっては、砂糖、バナナ、パイナップル、コーヒー豆等が最もセンシティブな品目とされていることから、その扱いが今後の交渉の争点となっていく見込み。

なお、中米・EU連帯協定第3回交渉は、4月14日にエルサルバドルで開催の予定となっている。